

# 館林市空き家利活用助成金(家財道具等処分助成)

空き家に放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他の家財道具等を処分するかたに助成を行います。

## 助成内容

家財道具等の処分に要した費用又は委託費の10/10(千円未満切捨て)を助成します。

対象経費	限度額
(1) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)により指定された特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金	空き家の位置するエリアに応じ、以下の金額を上限
(2) 家財道具等の処分等に要する費用(家財道具等の処分に併せて敷地内の樹木の剪定伐採及び草刈等を行う場合は、その費用も含む)	・ 重点エリア内の場合 上限100,000円
(3) その他市長が必要と認める費用	・ 重点エリア外の場合 上限50,000円

※ 重点エリア…市が指定したまちなかの重点エリアです。対象範囲については、市ホームページをご確認いただくか、企画課までお問い合わせください。

## 助成対象空き家

館林市空き家バンクに登録された**個人所有**の空き家

## 助成対象者

次の①から⑤のいずれにも該当するかた

① 次のいずれかに該当するかた

- ・助成対象空き家の所有者で、対象空き家を館林市空き家バンクに登録したかた
- ・館林市空き家バンクを利用して、対象空き家を購入又は賃借したかた

② 市税の滞納がないかた

③ 館林市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないかた

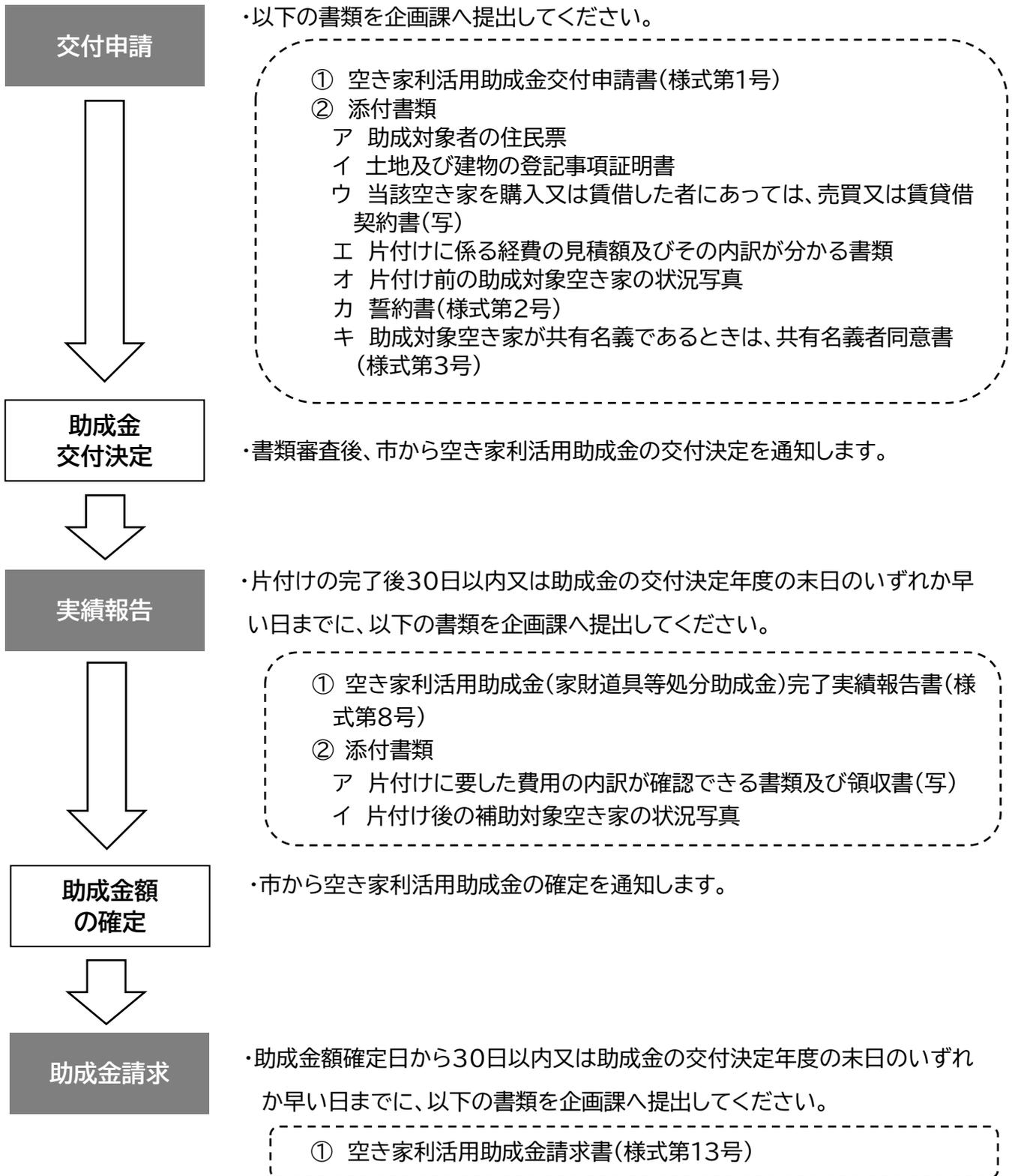
④ 過去に同一種類の助成金の交付を受けていないかた

⑤ 家財道具等の処分を第三者に委託する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)第7条第1項に規定する許可を受けた事業者<sup>1</sup>に委託するかた

## 注意事項

本助成金は、**家財道具等の処分を行う日の2週間前までに交付申請が必要**となります。事前にご相談ください。

## 《手続きの流れ》



※ 交付決定内容を変更する場合は、空き家利活用助成金交付変更申請書(様式第5号)を提出してください。

※ 家財道具等の処分を中止する必要がある場合は、空き家利活用助成金交付取止め届(様式第11号)を提出してください。

【問合せ】館林市役所 企画課 政策推進係

TEL:0276-47-5102(直通)

Mail:kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp